

【事案Ⅶ－２】車両共済金請求

・平成 28 年 6 月 2 日 申立不受理

<事案の概要>

後方の駐車車両に後退して追突したことにより、自動車共済の後遺障害共済金を含む人身傷害補償共済金を請求したところ、被申立人は当該事故による受傷と認めず、共済金が支払われないことを不服として申立てをしたもの。

<不受理の理由>

審議会では、申立の適格性について審査を行った。審査の結果、本案件が既に訴訟に係属していることから、裁定手続規則第条 16 項 3 号にもとづき、申立てを不受理とした。